

1. 品目及び基準(案)についての意見

	主な意見の概要	考え方	件数
文具類(文具類共通)	<ul style="list-style-type: none"> 見直し対象品目については、製品の切替に伴い、発行済みカタログなどの情報の混乱や、不要な在庫廃棄を避け、材質変更に伴う十分な品質確認を行うよう、オフィス家具等と同様に、今回の見直し品目(プラスチック8品目、紙4品目)について平成20年3月31日までの経過措置を設定すべき。 備考6の「ポストコンシューマ材料」の説明が不十分。「再生プラスチック」との区別を明確にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、経過措置を設定させていただきます。 	1
文具類(ダストブロー)	<ul style="list-style-type: none"> 現在の代替ガス製品(DMEガス)は引火性が高く危険であるため、配慮事項を削除すべき。 「いわゆる代替フロン」を具体的に明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 噴射剤として二酸化炭素を使用している製品があることから、原文のとおりとします。 今後、適宜参考させていただくためのご意見として掲載させていただきます。なお、「ハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第1条に定められた「温室効果ガスをハイドロフルオロカーボン」であり、本品目に限らず他の品目においても同様です。 	1
文具類(メディアケース・記録用メディア)	<ul style="list-style-type: none"> メディアケースと記録用メディアで判断の基準を統一すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 文具類のメディアケースは、記録媒体のない、ケース単体が判断の基準の対象物品等となり、記録用メディアは、記録することを目的に記録媒体とケースが一緒になっているものが判断の基準の対象物品等となります。なお、判断の基準については市場状況等を勘案し設定しております。 	1
文具類(タックラベル・インデックス)	<ul style="list-style-type: none"> 備考10ラベル類については、台紙(剥離紙)の重量比率が高く再生材料を使用しやすいが、本体紙の再生率を上げすぎるとプリンタ出力時のトラブルなど品質問題を助長することが懸念されるため、タックラベル・インデックスのみ「剥離紙・剥離基材(台紙)」の部分を除外して適用すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市場状況や製品の開発動向等を踏まえ、判断の基準等の設定を行っていることから、原文のとおりとします。 	1
オフィス家具等(オフィス家具等共通)	<ul style="list-style-type: none"> すべての木質部品に違法伐採禁止が盛り込まれることには賛同するが、判断の基準の適用の経過措置期間を設け、改正は平成19年4月1日、発効は平成19年10月1日とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 国等の機関が調達するものについては、平成18年4月1日より、木質及び紙の原料となる原木(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。)の合法性の確認を実施する方針となっています。 	1
オフィス家具等(棚・収納用什器)	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準の棚板の耐荷重に対する棚板重量に制限を設けることは、環境負荷の低減につながるが、製法や材料を現在主に使われているものに制限することになるのではないかと懸念。 備考3の「単一素材分解可能率」の定義が曖昧なため明記すべき。 表1の「棚耐荷重(kg)」の定義が曖昧なため明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 製品の軽量化(リデュース)の観点から一定の制限を設けることは、環境負荷の低減に寄与するものと考えます。なお、判断の基準については市場状況や技術開発の動向等を踏まえ、適切に見直しを行います。 備考3に記載してあるとおり、「単一素材分解可能率」に関する詳細な内容については、平成19年度に検討することとしています。 棚板の耐荷重を表しています。 	1
OA機器(コピー機等・プリンタ等)	<ul style="list-style-type: none"> インクジェット方式のプリンタ・スキャナ・コピー複合機は、従前どおりのカテゴリとして扱ってもよいのか、コピー機等の複合機であれば国際エネルギー基準に対応した表を追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、インクジェット方式のプリンタは複合機へ移行しており、関連する品目の対象範囲の考え方と若干齟齬が生じている部分もあります。コピー機については、平成18年度が省エネルギー法に基づくトップランナー基準の目標年度であることから、平成19年度以降に基準の見直しが行われ、複合機に関する考え方が整理されるものと考えられます。このため、当該基準の見直しの状況等を踏まえ、特定調達品目の対象範囲として検討を行うこととし、現段階においては、従前どおりの品目の対象範囲として扱います。 	1
OA機器(電子計算機)	<ul style="list-style-type: none"> 電子計算機は、市場に基準達成品が普及した等の理由により基本方針から削除を行ったにもかかわらず、今回、どのような経過で同じ品目の追加することになったのかご教示願いたい。一度削除された品目を再度追加する場合は、理由を明確に示すべき。 備考4について、CD-ROM、FDDがないパソコンはメーカー市販品では少なく、特注品となるおそれがある。また、現状で売られているCD-ROM、FDDの付いていないパソコンは、持ち運び用途のPCが多くバッテリー持続時間を重視して設計されているため、バッテリーについて考慮すると製品の開発を待たなければならなくなる必要があるのではないかと懸念。特注となることで価格に影響し、地方公共団体等の財政圧迫につながるおそれがあるため、メーカー側、購入側に準備期間を設けるなど柔軟な対応をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度の基本方針より削除された電子計算機の判断の基準は、省エネルギー法に基づくトップランナー基準でした。平成16年度において市場のほとんどの製品がトップランナー基準を達成しており、当該基準の設定が実質的に意味を有さない状況となっていたため、特定調達品目から削除しました。しかし、国等の機関においてはコンピュータの調達量が多く、グリーン購入を実施することによる環境負荷低減効果は大きく、また地方公共団体や事業者等への波及効果も大きいものと見込まれます。このため、電子計算機に係るトップランナー基準が見直されたこと、及び一般の行政事務に用いるノートパソコンについては搭載機器・機能の簡素化等の新たな判断の基準を設定し、特定調達品目として追加しました。 製品の開発動向を踏まえ、FDDについては平成20年3月31日までの経過措置を設けております。また、搭載機器・機能を簡素化することにより環境負荷の低減とともに、価格についても低下することが期待されます。 	1
OA機器(プリンタ等)	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準については、感熱方式(昇昇型、熱転写型など)、ドットインパクト(連続紙)、写真用紙や八ガキ専用インクジェットプリンタ、大判プリンタなどのプリンタの対応用紙に市販の再生紙がない機器は適用除外とする旨を追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、修正いたします。 	1
OA機器(ファクシミリ)	<ul style="list-style-type: none"> インクジェット方式のファクシミリはOM基準であるため、国際エネルギー基準に対応する表を追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり修正いたします。 	1
OA機器(ディスプレイ)	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準の適用範囲を「パーソナルコンピュータ表示装置」に限定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり修正いたします。 	3
OA機器(電子式卓上計算機)	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準について、再生プラスチックの使用率のみを規定するのではなく、プラスチックの有害物質(重金属、発ガン性、生殖毒性、変異原性物質)禁止、ハロゲン難燃剤の規制など、環境配慮項目を追加すべき。また、今後は、はんだの鉛、電池中の水銀など要求項目を追加することも検討していくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の基本方針において、再生プラスチック使用率を判断の基準として設定している特定調達品目は多数あります。このため、今回の見直しにおいてこれらの品目について有害物質に係る判断の基準等の可否については検討することは困難な状況にあります。したがって、次年度以降、再生プラスチック使用率を判断の基準等に設定している品目の特性、調達状況等を勘案し、順次検討を進めることとします。 	2
OA機器(電子式卓上計算機)	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準について、「使用電力の50%以上を太陽電池から供給され動作する製品であること」に修正すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、修正いたします。 	1
OA機器(カートリッジ等)	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準の再生プラ使用率について、適用時期を1年延期し平成20年度以降調達分からの適用として頂きたい。再生プラは耐久性や色配合の自由度を損なうなどの点から困難な面がある為、判断基準を満たす機種は非常に少なく、平成19年4月の時点では全メーカー合計でも数機種に留まる状況にあることなどから猶予期間が必要。 配慮事項の「製品の簡易包装化」については、意見なし。 判断の基準として、の両方を満たさなくてはならないのか不明なため明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準等については市場状況等を勘案し設定しております。当該物品等については調達が可能であると判断いたしました。 両方を満たさなければなりません。 	1
OA機器(カートリッジ等)	<ul style="list-style-type: none"> カートリッジの洗浄や残存インクの処理に伴う排水の処理において、適切な排水処理設備を有しているという項目を付加する必要はないか。 事業者のサービスや処理に対する項目、自社内試験結果での適合判定など、第三者から適合可否が判断できない項目について、判断の基準の適合の確認を徹底していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令を遵守することは事業者の当然の責務であるため、特段の記述を行っておりません。 今後、適宜参考させていただくためのご意見として掲載させていただきます。なお、当該製品が特定調達物品等であるか否かについては、製造または販売事業者の責任において判断していただいております。また、調達者が必要に応じて判断の基準等に適合しているか確認できる資料等の提出を求める場合があります。 	1
OA機器(カートリッジ等)	<ul style="list-style-type: none"> 新品と比べ、適切な量のトナーもしくはインクが注入されていることを基準等に加えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質、機能等の調達される物品等に求められる一般的な事項が確保されることが調達されるための前提条件となるため、特段の記述を行っておりません。 	1
OA機器(インクカートリッジ)	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準の「再資源化率」を「再使用・マテリアルリサイクル率」とすべき。 インクカートリッジの配慮事項はどちらも非常に大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考させていただくためのご意見として掲載させていただきます。なお、判断の基準等の見直しについては市場状況等を勘案し、適正な手続に従って実施しております。 	1
家電製品(テレビジョン受信機)	<ul style="list-style-type: none"> テレビジョン受信機は、市場に基準達成品が普及した等の理由により基本方針から削除を行ったにもかかわらず、今回、どのような経過で同じ品目の追加することになったのかご教示願いたい。一度削除された品目を再度追加する場合は、理由を明確に示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度の基本方針より削除されたテレビジョン受信機の判断の基準は、省エネルギー法に基づくトップランナー基準でした。平成16年度において市場のほとんどの製品がトップランナー基準を達成しており、当該基準の設定が実質的に意味を有さない状況となっていたため、特定調達品目から削除しました。しかし、広く一般家庭において購入されているテレビジョン受信機については、グリーン購入を実施することによる環境負荷低減効果は大きいものと見込まれます。このため、テレビジョン受信機に係るトップランナー基準が見直されたことから判断の基準を設定し、特定調達品目として追加しました。なお、テレビジョン受信機については、省エネルギー法に基づく多段階評価制度の考え方により判断の基準を見直ししていくこととしています。 	1
インテリア・寝装寝具(ふとん)	<ul style="list-style-type: none"> 今年の見直しに際し、テレビジョン受信機が追加されたことに賛同。 いわゆる打ち直しの布団が特定調達品目の判断の基準に追加されたことに賛同。 	<ul style="list-style-type: none"> - - 	1

	<ul style="list-style-type: none"> 「詰物」を「中わた」と明記するほうが判断の基準が明確になると考える。 判断の基準に追加された基準は、ふとんの中わたを打直し再使用するという以前の良き風習を再認識させ、社会一般での実施を促すことになるとともに、二酸化炭素発生量の抑制他の面で環境に良い影響を及ぼすので非常に好ましいことである。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的にはふとんの「中わた」で通用すると考えられますが、「わた」以外の繊維や羽毛、羊毛等繊維以外の物を詰めている場合があることから原文のとおりとします。なお、家庭用品品質表示法においては、ふとんの「詰物」という用語を使用しています。 	1
設備(節水機器)	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準の個別事項について、お湯用に組み込むと十分な水量が確保されないこと、また、給食室等大量に水又はお湯をためる必要がある場合に使用される呼び径20、25mmの水栓ではその目的から節水コマを使用することはないことから、「節水コマの使用は呼び径13mmの水用単水栓に限定されること」と追記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、修正いたします。 	1
再生材料を用いた防砂シート(吸出防止材)	<ul style="list-style-type: none"> PETボトルは年々リサイクルの回収が制度化されつつあるが、繊維製品等のリサイクル化は未だ標準化されているとは言い難いと考えられ、品目を除外すべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 近年のPETボトル再資源化技術の進歩により、ボトルtoボトルの完全循環型リサイクルシステムが構築されています。PETボトルは、防砂シートに再生するよりもPETボトルに再生する方が環境負荷低減効果の面からみてより有効な方策であると考えられます。また、衣料品等の繊維製品については、反毛原料などに再利用されることが一般的であり、再生PET樹脂の原料とすることは極めて少ないと考えられます。したがって、本品目については特定調達品目から除外するほうが望ましいと判断しました。 	1
空調用機器(水蓄熱式空調機器)	<ul style="list-style-type: none"> 同じ製品を50Hz地区と60Hz地区で使用した場合の成績係数が異なるため、地域により混乱が起こる。このような混乱が起こらない基準にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 製品により地区別の成績係数の優劣傾向が異なっているため、地区指定は行わず、使用する地域において「判断の基準」を満足すればよいこととしています。 	1
役務(印刷)	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準「(ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。)」を削除すべき。実態はパーズンパルプの割合が高いのは表紙、冊子状でないポスター等であり、最も重要なところを除外するのは疑問。また、従来からポスター等は古紙パルプ配合率70%を目指しており、パーズンパルプの森林保護規定が適用されることとなるため政策の一貫性を取るべき。 判断の基準の禁忌品が使われていない場合、全般の規定として、「この印刷物は上級紙へのリサイクルが可能です」と表示すべき。ただし、追加された部分は、「また、印刷物の目的からやむを得ず次に掲げる加工を行う場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。」とすべき。 配慮事項について、本番用紙を使った色校正を代替する技術として規定に盛り込まれたことに賛同。 配慮事項の印刷物に関連するVOCについて、可能な限り具体的に列挙すべき。「低VOCインキ、VOCを含まない洗浄剤、水なし印刷版等の使用により」等の表記が望ましい。 判断の基準に、「冊子形状のものに表紙に次に掲げる材料等が使用されている場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。」と追加されたが、具体的にどのような記載の仕方、表現の仕方をすればよいのか明確にすべき。 配慮事項の「低VOC化」は具体的には、どのようなことを想定しているのか明確にすべき。 古紙リサイクルの推進の観点から、配慮事項の使用を抑制されている材料等に色紙を追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、修正いたします。 ご意見を踏まえ、修正いたします。 印刷工程全般にわたる低VOC化を対象としています。なお、オフセット印刷のインキについては判断の基準において、芳香族成分の溶剤の含有量を設定しています。 判断の基準に掲げられた禁忌品をやむを得ず使用する場合は、禁忌品の使用部位、種類、分別廃棄等の廃棄方法について表紙等に具体的に記載することとします。 印刷工程全般にわたる低VOC化を対象としています。なお、オフセット印刷のインキについては判断の基準において、芳香族成分の溶剤の含有量を設定しています。 ご意見を踏まえ、修正いたします。 	1
			1
			1

2. 既定特定調達品目及び当該基準等に関する意見

	主な意見の概要	考え方(案)	件数
文具類(文具類共通)	<ul style="list-style-type: none"> 文具類共通の判断の基準、及び配慮事項について、「再生資源」を「再生資源(非木材にあっては農業副産物)」とし、「原木」を「原木(非木材にあっては栽培植物)」とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 	1
文具類(OAフィルター)	<ul style="list-style-type: none"> ディスプレイの薄型フラット化、ノートPCの普及が進み、OAフィルターの市場は枠なしに移行しており、枠なし(フィルム単体)でも文具類共通の判断の基準には十分対応可能であるため、「(枠あり)」を削除すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。なお、今後市場状況を踏まえ、対象範囲、判断の基準等の見直しを行います。 	1
文具類(メディアケース)	<ul style="list-style-type: none"> MOケースのスリムタイプがどの程度の厚さを想定しているのか明記すべき。 不織布タイプのメディアケースはスリムタイプと判断してよいのが明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、表現の適正化を図ります。 不織布タイプのメディアケースについては、判断の基準を満足する場合に特定調達物品等になります。 	1
照明	<ul style="list-style-type: none"> LEDランプについても、ランプ効率の下限値を明確にすることが不可欠であるため、「LED以外の電球形状のランプ(電球形蛍光灯)」同様に、「40lm/W以上であることを」を追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 	1
鉄鋼スラグ混入路盤材など	<ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼スラグの安全性の確認や安全な利用方法が確立されていないのであれば、グリーン購入の対象から外したほうがよいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」等の関連するマニュアル類において、鉄鋼スラグを調達する際の留意事項が記載されています。また、鉄鋼スラグ協会においても、「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」を策定するなどの措置を講じており、同内容は妥当なものと見られ、グリーン購入の対象としております。 	1
空調用機器(ガスエンジンヒートポンプ式空調和機)	<ul style="list-style-type: none"> 同様の用途に使う吸収冷温水器、水蓄熱式空調機器と同時に見直しを行うことが不可欠なため、ガスエンジンヒートポンプ式空調和機の効率改善を盛り込むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「判断の基準」の見直しについては、平成18年11月20日のJIS改正を踏まえる必要があったため今回は間に合わないかと判断しましたが、平成19年度には見直しを実施する予定です。 	6
製材等	<ul style="list-style-type: none"> 合板需要分野の拡大のため、備考で示される「建築の木工事において使用」を削除していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年6月のグリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集時に示した特定調達品目検討に当たった際の基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に検討を行っております。なお、個別のご提案については、その検討結果及び理由等を提案者に別途お知らせします。 	1
低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	<ul style="list-style-type: none"> 低VOC塗料は路面標示用水性塗料に限定されているが、用途を限定せずにグリーン購入の対象としてはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年6月のグリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集時に示した特定調達品目検討に当たった際の基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に検討を行っております。なお、個別のご提案については、その検討結果及び理由等を提案者に別途お知らせします。(今回のパブリックコメントの対象となっているものではありませんが、今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。) 	1

3. その他の意見

	主な意見の概要	考え方(案)	件数
OA機器(カートリッジ等)	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準、配慮事項、備考で定義している内容に関して虚偽の申請をした場合は、その業者名を公表するとともに、一定期間当該業者が製造する製品は調達しないなどのペナルティ等を科せないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。なお、当該製品が特定調達物品等であるか否かについては、製造または販売事業者の責任において判断していただいております。また、調達者が必要に応じて判断の基準等に適合しているか確認できる資料等の提出を求める場合があります。 	1
エコスラグ	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材および道路用溶融スラグ骨材を用いた品目が追加されていないのは何故か。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年6月のグリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集時に示した特定調達品目検討に当たった際の基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に検討を行っております。なお、個別のご提案については、その検討結果及び理由等を提案者に別途お知らせします。(今回のパブリックコメントの対象となっているものではありませんが、今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。) 	1
基本方針の表現	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の判断の基準や配慮事項が難解であるため、一般の消費者や地方公共団体にも分かり易くする工夫が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。なお、グリーン購入について一般の消費者も含め広く普及するために、グリーン購入法に関する情報を一元的に提供する「グリーン購入.net(環境省)」やグリーン購入法の特定調達物品等(判断の基準に適合する物品等)の情報を提供する「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム(グリーン購入ネットワーク)」を運営しています。また、グリーン購入に関するわかりやすい情報を適切に提供するための手法等については、引き続き検討を進めます。 	2